

三島市中心市街地活性化協議会 規約

(協議会の設置)

第1条 三島商工会議所及び三島市観光協会は中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下、「法」という）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は「三島市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は三島市一番町2番29号、三島商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は三島市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項並びに民間事業者が策定する計画について協議し、その他三島市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 三島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に関する研修会、勉強会の開催
- (4) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項

(構成員)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 三島商工会議所
 - (2) 三島市観光協会
 - (3) 三島市
 - (4) 中心市街地活性化法第15条第4項第1号、第2号及び第8項に規定する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。
- 3 前項第4号に該当するものであって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

- 4 前項の申出により協議会の構成員となったものは、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(組織)

第7条 協議会は会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 協議会の目的を達成するため、幹事会を置くことができる。
- 3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(役員)

第8条 会長は三島商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長(2名)は会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に掲げるものが指名する者をもって充てる。

(任期)

第10条 会長、副会長、委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下、「会議」という)は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会議の議決は出席者の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、三島商工会議所が処理する。

(公表)

第13条 協議会の公表は法の定めるところにより行う。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は平成23年8月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は平成25年3月31日までとする。
- 3 この規約は協議会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。